

納税通知書を下記の者に発送したところ、その住所及び居所が明らかでないため送達ができないので、岩沼市市税条例（昭和30年条例第19号）第18条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民・税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年9月11日

岩沼市長 鬼 澤 聡

記

1 送達書類の名称 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書

2 送達を受けるべき者

通知書番号	氏名
1013661	佐藤 俊矩
1010914	LE VAN QUANG
1010955	HOANG THI THUY LINH
1010954	NGUYEN KHANH LY
1010952	BUI THI THUY
1010927	NGUYEN HUU HAI

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。